

令和2年5月26日
一部改定 令和2年7月1日
一部改定 令和2年8月18日
一部改定 令和2年10月1日
一部改定 令和3年7月1日
一部改定 令和4年5月10日
一部改定 令和4年5月17日

新しい生活様式に基づく阿見町立公民館・コミュニティセンター 利用ガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大防止と公民館・コミュニティセンターでの活動の両立を進める上で、「新しい生活様式」の実践を図りながら、活動するための基本的な考えを示すものです。

なお、状況の変化があった場合には、本ガイドラインの見直しなどを行うことがあります。

「新しい生活様式」とは（実践例）

（1）一人ひとりの基本的感染対策

感染対策の3つの基本：①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

□人との距離は、できるだけ2m空ける

□会話をする際は、可能な限り真正面を避ける

□外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用

□手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒液の使用も可）

（2）日常生活を営む上での基本的な生活様式

□まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底 □こまめに換気

□身体的距離の確保 □「3密」の回避（密集、密接、密閉）

□毎朝、体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

（厚生労働省 「新しい生活様式」の実践例から抜粋）

1 基本的な感染症対策を実施する

○体調不良の方の活動自粛

- ・発熱等の風邪の症状がみられる時や体調がすぐれない方の利用は避けること。
- ・家族に上記の症状がみられる時は、利用を避けること。

○感染予防・感染拡大を防ぐ

- ・入館の際には、手洗いや手指の消毒を行うこと。
- ・施設内ではマスクの着用、咳エチケットを徹底すること。
- ・活動前に新型コロナウイルス感染症対策チェックリストを確認し、対策を講じること。

- ・活動終了後には、利用者が使用した場所の消毒を行うこと。
- ・活動終了後の会話は控え、できるだけ速やかに退館すること。
- ・過去 14 日以内に、入管法に基づく入国制限対象地域に滞在歴のある方は利用不可。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA の利用を推奨する。
- ・施設利用時は、「いばらきアマビエちゃん」に利用者登録することを推奨する。

○ 「3 密」(密集・密接・密閉) を徹底的に回避した上で活動する

密集しない 施設利用者がお互いの手の届く距離に集まらないための配慮を行う。

(対策例)

- ・席の配置を考慮し、人の密度を下げる。
- ・対人距離を確保して活動する。(できるだけ四方 2m を空けることを目安に)
- ・対面方式は極力控える。

密接しない 飛沫を発生させないように、工夫する。

(対策例)

- ・近距離での会話は避ける。
- ・マスクを着用する。

密閉しない 換気を徹底する。

(対策例)

- ・こまめに換気を行う。
- ・可能であれば 2 方向以上の窓又は扉を同時に開けたままにすること。
- ・冷暖房使用時は、1 時間に 2 回(毎回 5 分程度)窓を開けて換気を行う。

2 「3 密」を徹底的に回避するための活動

(1) 感染リスクが高い下記の活動については「別表 1 阿見町立公民館・ふれあいセンター活動別利用の遵守事項」を守り、十分に対策をとること。

- ・お互いの手の届く範囲で行われる活動
(例) 囲碁, 将棋, 麻雀 など
- ・専ら運動することを目的とした活動
(例) 踊り, ダンス, エアロビクス, 体操, 卓球, 武道, 太極拳, ヨガ, ストレッチ運動, 健康体操, 整体鍛錬 など
- ・大きな声を出すことや歌うことを目的とした活動
(例) 合唱, コーラス, カラオケ, 詩吟, 民謡, 謡曲, 軽音楽(歌唱あり) など
- ・調理・飲食(茶道のみ)を伴う活動
(例) 料理教室, そば打ち, 調理, 茶道 など

- ・ 楽器等を演奏（吹奏）する活動
（例）吹奏楽器（管楽器・ハーモニカ、オカリナ、尺八等）など
- ・ マスクを外さなければ活動が困難な活動
（例）スポーツ吹き矢 など

3 活動日の参加者を把握する

○利用報告書に代表者の連絡先を必ず記入すること。代表者は感染者が確認された場合に追跡ができるよう、利用者の連絡先等を把握すること。

4 催物・イベント等の開催制限について

○「阿見町立公民館・コミュニティセンター催物・イベント等の利用ガイドライン」を守り、十分に対策をとること。

5 本ガイドライン対象施設

対象施設名	問い合わせ先
阿見町立中央公民館	中央公民館内 029-888-2526
阿見町立君原公民館	君原公民館 029-889-1363
阿見町立かすみ公民館	かすみ公民館 029-888-8111
阿見町立本郷ふれあいセンター	本郷ふれあいセンター 029-830-5100
阿見町立舟島ふれあいセンター	舟島ふれあいセンター 029-840-2761
阿見町立吉原交流センター	吉原交流センター 029-889-0277

6 適用期間

○本ガイドラインの適用は、令和4年5月17日（火）から当面の間とし、状況の変化があった場合には見直す。